

令和2年5月27日

介護サービス事業所・施設管理者様

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

本市における「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第11報）」の具体的な運用について

平素は本市介護保険事業の運営に御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年5月25日付厚生労働省老健局総務課認知症対策施策推進室、高齢者支援課、振興課及び老人保健課連名事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第11報）」（別紙参照。以下「国事務連絡第11報」という。）が発出されたところです。国事務連絡第11報に関して、本市における具体的な運用を下記のとおりとします。

なお、この運用については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために臨時的・限定的に行うものであることを申し添えます。

記

国事務連絡第11報 問3関係

通所系サービス事業所において、利用者の自主的な利用控えがあった場合に、定員を超過しない範囲で、他の休業している同一サービス事業所の利用者を受け入れることは可能か。

<国回答>

事業所を変更する利用者の居宅サービス計画を変更した場合は、当該利用者を受け入れることは可能である。

居宅サービス計画の変更に係る同意については、最終的には文書による必要があるが、サービス提供までに説明を行い、同意を得ていれば、文書はサービス提供後に得ることとしても差し支えない。なお、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡）に十分配慮の上、利用者を受け入れる事業所の運営規程に定められている利用定員を超えて利用者を受け入れる場合であっても、新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ないと認められるときは、「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」（平成12年厚生労働省告示第27号）第1号に定める減算を適用しない等の柔軟な取扱いが可能である。

<本市における具体的な運用>

令和2年4月16日付「本市における「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業

所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第6報）」の具体的な運用について」（京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課）では、「本市においては居宅サービス計画で位置付けられた通所介護の利用日数及び1日あたり利用時間の範囲内で電話でのサービスを実施する場合は、通所系サービス事業所が利用者に対して代替サービスの実施を説明して同意を得ていることを前提として、居宅サービス計画書の変更は必要ありません。」とお示していました。

しかし、上記問3のように、これまで利用していた事業所とは別の事業所を利用する場合は、居宅サービス計画書の変更が必要です。合わせて給付管理票の変更も必要となります。

なお、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスについても、同様の取扱いとします。

国事務連絡第11報 問5関係

一般の新型コロナウイルス感染症の影響により、居宅介護支援事業所において、当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった等の場合は、居宅介護支援費の請求は可能か。

<国回答>

事業所において、モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていれば、新型コロナウイルス感染症の影響により、実際にサービス提供が行われなかった場合であっても請求は可能である。

なお、具体的な請求にあたって、データの作成等において、個別の請求ソフト等による支障がある場合については、個別に各請求ソフト作成者に相談いただきたい。

また、今般の取扱いは新型コロナウイルス感染症の影響による場合に限った取扱いであることから、新型コロナウイルス感染症により、サービスの利用実績が存在しないが、居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録で残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくことが必要である。

<本市における具体的な運用>

国回答どおり、モニタリング等、ケアマネジメントにおいて必要になる一連の業務を行ってれば、居宅介護支援費の請求は可能です。

サービス利用がなくなった利用月の居宅介護支援費を請求される場合、直近でサービス利用があった月と同じサービス内容・利用回数の給付管理票を作成して、国民健康保険団体連合会に提出してください。

なお、介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費についても同様の取扱いとします。